

結 果 の 概 要

I 地方更生保護委員会

1 仮釈放等審理等の開始及び終了

(1) 審理の開始人員（I 地方更生保護委員会（以下記載を省略。）の2表参照）

平成25年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の人員の総数（移送を除く。）は22,038人である。このうち、当年開始人員は18,981人、前年繰越人員（前年末現在審理中人員）は3,057人、仮釈放等審理等の人員総数に占める比率は、当年開始人員が86.1%（小数第2位を四捨五入して算出した。以下同じ。）、前年繰越人員が13.9%となっている。

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第1表のとおりである。

開始人員総数は、平成13年以降増加傾向にあったが、同17年からはおおむね減少傾向にある。その内訳を見ると、仮釈放審理は平成17年に減少し、同18年、19年と微増したものの、同20年以降再びおおむね減少傾向にある。また、少年院仮退院審理は、平成14年以降おおむね減少傾向にある。

第1表 仮釈放等審理等の開始人員の推移

種 別	平成13年	14	15	16	17	18	19
人 総 数	21,902	23,040	23,117	24,131	22,773	22,837	22,455
人 仮釈放	16,027	17,173	17,452	18,665	17,916	18,085	18,128
人 仮出場	-	1	-	-	-	-	-
人 少年院仮退院	5,875	5,865	5,663	5,466	4,857	4,752	4,327
人 うち、短期	2,304	2,322	2,116	1,883	1,560	1,439	1,352
人 少年院退院	-	1	2	-	-	-	-
人 婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 総 数	100	105	106	110	104	104	103
指 仮釈放	100	107	109	116	112	113	113
指 少年院仮退院	100	100	96	93	83	81	74
数 うち、短期	100	101	92	82	68	62	59

種 別	20	21	22	23	24	25	構成比(%)
人 総 数	21,323	20,556	20,080	19,703	19,787	18,981	100.0
人 仮釈放	17,403	16,557	16,184	16,094	16,310	15,594	82.2
人 仮出場	-	-	-	-	-	-	-
人 少年院仮退院	3,919	3,999	3,895	3,608	3,476	3,387	17.8
人 うち、短期	1,167	1,181	1,018	936	907	788	4.2
人 少年院退院	1	-	1	-	-	-	-
人 婦人補導院仮退院	-	-	-	1	1	-	-
指 総 数	97	94	92	90	90	87	...
指 仮釈放	109	103	101	100	102	97	...
指 少年院仮退院	67	68	66	61	59	58	...
数 うち、短期	51	51	44	41	39	34	...

（注）1 指数は小数第1位を、構成比は小数第2位を、それぞれ四捨五入して算出した（以下同じ。）。

2 矯正施設の長からの申出によらない審理の開始人員については、本表に含めて計上した。

3 少年院在院中の退院及び婦人補導院仮退院は、人員が僅少なため指数を省略した。

4 2表参照

(2) 審理の終結人員（2表参照）

平成25年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放等審理等の終結人員総数（移送を除く。）は19,207人であり、前年に比べ422人減少している。その内訳は第2表のとおりであり、審理の終結事由別に見ると、仮釈放等を許す旨の決定（表においては「許可」と表示。以下「許可決定」と

いう。)を受けた人員は18,158人(終結人員総数の94.5%)、許可しない旨の判断がされた人員は1,043人(同5.4%)、うち矯正施設の長からの申出の取下げがあった人員は755人(同3.9%)となっている。

また、「許可」と「許可しない」人員の合計に対する「許可しない(取下げなし)」人員の比率は1.5%となっている。

第2表 仮釈放等審理等の終結人員

種 別		総 数	許 可	許可しない (取下げなし)	許可しない (取下げあり)	その他	「許可しない(取下げなし)」人員の比率 (%)
人 員	総 数	19,207	18,158	288	755	6	1.5
	仮釈放	15,756	14,731	284	736	5	1.8
	仮出場	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,451	3,427	4	19	1	0.1
	うち,短期	796	790	1	4	1	0.1
	少年院退院	-	-	-	-	-	-
構 成 比 (%)	婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-
	総 数	100.0	94.5	1.5	3.9	0.0	...
	仮釈放	100.0	93.5	1.8	4.7	0.0	...
	仮出場	-	-	-	-	-	...
	少年院仮退院	100.0	99.3	0.1	0.6	0.0	...
	うち,短期	100.0	99.2	0.1	0.5	0.1	...

(注) 1 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、従来の「棄却率」に該当する。許可しない(取下げなし)人員 / (許可人員 + 許可しない人員) × 100 により算出した。

2 2表参照

(3) 許可決定人員の状況 (2表参照)

仮釈放等審理等の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可決定人員の推移は、第3表のとおりである。許可決定人員総数は平成20年以降おおむね減少傾向にある。

第3表 仮釈放等審理等の許可決定人員の推移

種 別		平成20年	21	22	23	24	25	構成比(%)
人	総 数	20,255	18,943	18,645	18,679	18,469	18,158	100.0
	仮釈放	16,291	15,030	14,790	15,056	15,070	14,731	81.1
	仮出場	-	-	-	-	-	-	-
	少年院仮退院	3,963	3,913	3,854	3,622	3,398	3,427	18.9
	うち, 短期	1,178	1,144	1,019	941	892	790	4.4
員	少年院退院	1	-	1	-	-	-	-
	婦人補導院仮退院	-	-	-	1	1	-	-
指	総 数	100	94	92	92	91	90	...
	仮釈放	100	92	91	92	93	90	...
	仮出場	-	-	-	-	-	-	...
	少年院仮退院	100	99	97	91	86	86	...
	うち, 短期	100	97	87	80	76	67	...
数	総 数	100	94	92	92	91	90	...
	仮釈放	100	92	91	92	93	90	...
	仮出場	-	-	-	-	-	-	...
	少年院仮退院	100	99	97	91	86	86	...
	うち, 短期	100	97	87	80	76	67	...

(注) 2表参照

(4) 許可しない(取下げなし)人員の状況 (2表参照)

仮釈放等審理の終結人員のうち、最近6年間の種別ごとの許可しない(取下げなし)人員の推移は、第4表のとおりである。許可しない(取下げなし)人員は平成20年以降おおむね減少傾向にある。

第4表 仮釈放等審理の許可しない（取下げなし）人員の推移

種 別	平成20年	21	22	23	24	25	構成比(%)
人 員							
総 数	741	683	486	315	377	288	100.0
仮釈放	734	679	485	312	377	284	98.6
仮出場	-	-	-	-	-	-	-
少年院仮退院	7	4	1	3	-	4	1.4
うち、短期	-	-	1	-	-	1	0.3
婦人補導院仮退院	-	-	-	-	-	-	-
指 数							
総 数	100	92	66	43	51	39	...
仮釈放	100	93	66	43	51	39	...
少年院仮退院	100	57	14	43	-	57	...

(注) 2表参照

最近6年間の種別ごとの「許可しない(取下げなし)」人員の比率の推移は、第5表のとおりである。
平成25年における「許可しない(取下げなし)」人員の比率は1.5%（前年は1.9%）となっている。

第5表 仮釈放等審理の「許可しない(取下げなし)人員」の比率の推移

種 別	平成20年	21	22	23	24	25
総 数	3.5	3.3	2.4	1.6	1.9	1.5
仮釈放	4.3	4.1	3.0	1.9	2.3	1.8
少年院仮退院	0.2	0.1	0.0	0.1	-	0.1
うち、短期	-	-	0.1	-	-	0.1

(注) 「許可しない(取下げなし)」人員の比率は、許可しない(取下げなし)人員 / (許可決定人員 + 許可しない決定人員) × 100 により算出した。

(5) 仮釈放許可決定人員の刑の執行状況 (15表, 17表参照)

平成25年における仮釈放許可決定人員14,731人のうち、定期刑の執行を受けた者は14,684人であり、これらの執行すべき刑期に対する執行した期間の割合（以下「刑の執行率」という。）を執行すべき刑期別に示したものが、第6表である。

総数を見ると、刑の執行率70%以上の者の比率が許可決定人員全体の98.7%（前年は98.5%）となっている。

第6表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率

執行すべき刑期	総 数	59%以下	60～69%	70～79%	80～89%	90%以上
人 員						
総 数	14,684	2	188	2,899	6,998	4,597
1年以内	1,159	1	14	152	615	377
2年以内	5,350	1	93	1,359	2,726	1,171
3年以内	4,410	-	53	889	2,138	1,330
5年以内	2,657	-	25	429	1,149	1,054
5年を超える	1,108	-	3	70	370	665
構 成 比						
総 数	100.0	0.0	1.3	19.7	47.7	31.3
1年以内	100.0	0.1	1.2	13.1	53.1	32.5
2年以内	100.0	0.0	1.7	25.4	51.0	21.9
3年以内	100.0	-	1.2	20.2	48.5	30.2
5年以内	100.0	-	0.9	16.1	43.2	39.7
5年を超える	100.0	-	0.3	6.3	33.4	60.0

(注) 15表参照

定期刑仮釈放許可決定人員についての最近6年間の刑の執行率の構成比の推移は、第7表のとおりである。刑の執行率が比較的低い（69%以下）者の構成比を見ると、極めて低い水準で推移している。

第7表 定期刑仮釈放許可決定人員の刑の執行率の構成比の推移

刑の執行率	平成20年	21	22	23	24	25
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
59%以下	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
60～69%	3.1	2.2	2.2	1.8	1.5	1.3
70～79%	25.0	22.9	24.2	22.0	21.4	19.7
80～89%	44.3	45.8	45.5	46.8	47.0	47.7
90%以上	27.5	29.0	28.2	29.3	30.0	31.3

(注) 15表参照

仮釈放許可決定人員のうち、無期刑の執行を受けた者の、最近6年間の受刑在所期間別の推移は、第8表のとおりである。

第8表 無期刑仮釈放許可決定人員の受刑在所期間別の推移

年 次	総 数	10年 以内	12年 以内	13年 以内	14年 以内	15年 以内	16年 以内	17年 以内	18年 以内	20年 以内	20年を 超える
平成20年	5	-	-	1	-	-	-	-	-	-	4
21	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
22	10	2	1	-	-	-	-	-	-	-	7
23	10	1	-	-	-	-	-	-	1	2	6
24	6	1	-	-	-	1	-	-	-	-	4
25	10	2	-	-	-	-	-	-	-	-	8

(注) 1 仮釈放を取り消され、再び刑の執行を受けた場合の在所期間は、その取消し後に執行した期間による。

2 17表参照

2 審理再開事由等通知の受理及び処理 (19表参照)

平成25年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った審理再開事由等通知(仮釈放等の許可決定から当該決定による釈放までの間に、規律違反その他の特別の事情が生じたとき、矯正施設の長等が地方更生保護委員会に通知するもの。従来の仮釈放等許可取消事件)の受理人員総数(前年繰越しを含む。)は671人(前年は671人)であり、その種別ごとの内訳は、仮釈放審理再開事由等通知が550人(同579人)、少年院仮退院審理再開事由等通知が121人(同92人)である。

審理を再開した人員は652人(前年は655人)、審理を再開しなかった人員は12人(同10人)であり、そのうち審理を再開しなかったものの、特別遵守事項を定め、又は変更すべき事情が生じたと認めた人員は3人である。

審理再開後の措置について、仮釈放等許可決定を受けた人員は320人、許可しない旨の判断がされた人員は314人である。

3 仮釈放の取消し等の審理の開始及び終結 (21表参照)

平成25年において、全国の地方更生保護委員会で取り扱った仮釈放の取消し等の審理(保護観察中の者の行状により、期間途中で保護観察を終了又は矯正施設へ収容させる措置の可否等について審理するもの)の開始人員総数は1,978人(前年は2,183人)である。これを種別ごとに見ると、仮釈放取消しが671人(開始人員総数の33.9%)、保護観察停止が244人(同12.3%)、保護観察停止解除が104人(同5.3%)、戻し収容が19人(同1.0%)、少年院仮退院中の退院が637人(同32.2%)、保護観察仮解除が289人(同14.6%)となっている。

最近6年間の仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移は、第9表のとおりである。

第9表 仮釈放の取消し等の審理の開始人員の推移

種 別		平成20年	21	22	23	24	25
人 員	総 数	2,464	2,332	2,162	2,139	2,183	1,978
	仮釈放取消し	758	677	639	642	705	671
	保護観察停止	280	241	220	248	272	244
	保護観察停止解除	144	127	97	95	102	104
	保護観察停止取消し	-	-	-	2	-	-
	不定期刑終了	-	-	-	-	1	-
	戻し収容	20	37	19	25	31	19
	退 院	812	815	790	789	733	637
	保護観察仮解除	437	411	377	322	325	289
	保護観察仮解除取消し	13	24	20	16	14	14
指 数	総 数	100	95	88	87	89	80
	仮釈放取消し	100	89	84	85	93	89
	保護観察停止	100	86	79	89	97	87
	保護観察停止解除	100	88	67	66	71	72
	戻し収容	100	185	95	125	155	95
	退 院	100	100	97	97	90	78
	保護観察仮解除	100	94	86	74	74	66
	保護観察仮解除取消し	100	185	154	123	108	108

(注) 1 保護観察停止取消し及び不定期刑終了は、人員が僅少なため指数を省略した。

2 21表参照

また、平成25年における仮釈放の取消し等の審理の終結人員総数は1,992人であり、前年に比べ7.9% (171人) 減少している。終結事由別内訳を見ると、申出等について理由ありとして認められたものが1,920人 (終結人員総数の96.4%)、理由なしとしたものが60人 (同3.0%)、その他 (申出の取下げ等) が12人 (同0.6%) となっている。

Ⅱ 保護観察所

1 保護観察の開始

(1) 開始人員の推移（Ⅱ 保護観察所（以下記載を省略。）の3～11表参照）

最近13年間の種別ごとの開始人員の推移は、第10表のとおりである。

平成25年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の人員の総数（移送を除く。）は82,954人であり、このうち、当年開始人員は42,117人、前年繰越人員（前年から継続して保護観察中の人員）は40,837人である。

種別ごとの開始人員を見ると、1号観察（保護観察処分少年）は20,811人（開始人員の49.4%）、2号観察（少年院仮退院者）は3,428人（同8.1%）、3号観察（仮釈放者）は14,623人（同34.7%）、4号観察（保護観察付執行猶予者）は3,255人（同7.7%）、5号観察（婦人補導院仮退院者）は0人となっている。また、1号観察のうち、短期保護観察の開始人員は2,995人（1号観察開始人員の14.4%）、交通短期保護観察（以下「交通短期」という。）の開始人員は7,327人（同開始人員の35.2%）となっている。

開始人員総数は平成15年から減少傾向にあり、同25年は前年に比べ4.4%（1,939人）減少している。

なお、平成25年における交通短期を除く開始人員34,790人における女子の比率は、12.1%（4,205人）であり、近年10%前後で推移している。

第10表 保護観察の開始人員の推移

種 別		平成13年	14	15	16	17	18	19	20
人	総 数	75,114	75,197	70,949	68,194	62,562	58,841	54,878	50,717
	1号観察	49,410	48,643	44,207	40,817	36,260	33,576	30,554	27,169
	うち、短期	4,676	4,783	4,654	4,575	4,271	3,929	3,910	3,662
	うち、交通短期	24,546	23,334	20,435	18,560	15,916	14,101	12,706	10,455
	2号観察	5,788	5,848	5,587	5,436	4,886	4,711	4,344	3,994
	うち、短期	2,276	2,251	2,117	1,907	1,547	1,433	1,351	1,174
	3号観察	14,423	15,318	15,784	16,690	16,420	16,081	15,832	15,840
	4号観察	5,493	5,388	5,371	5,251	4,996	4,473	4,148	3,714
員	5号観察	-	-	-	-	-	-	-	-
	総 数	100	100	94	91	83	78	73	68
	1号観察	100	98	89	83	73	68	62	55
	うち、短期	100	102	100	98	91	84	84	78
	うち、交通短期	100	95	83	76	65	57	52	43
	2号観察	100	101	97	94	84	81	75	69
	うち、短期	100	99	93	84	68	63	59	52
	3号観察	100	106	109	116	114	111	110	110
数	4号観察	100	98	98	96	91	81	76	68

種 別		平成21年	22	23	24	25	構成比 (%)	男	女
人	総 数	48,488	47,562	45,199	44,056	42,117	100.0	30,585	4,205
	1号観察	26,094	25,525	23,580	22,557	20,811	49.4	11,813	1,671
	うち、短期	3,665	3,668	3,595	3,295	2,995	7.1	2,533	462
	うち、交通短期	9,908	9,485	8,276	7,809	7,327	17.4	...	...
	2号観察	3,869	3,883	3,601	3,421	3,428	8.1	3,118	310
	うち、短期	1,127	1,017	903	896	757	1.8	713	44
	3号観察	14,854	14,472	14,620	14,700	14,623	34.7	12,897	1,726
	4号観察	3,671	3,682	3,398	3,376	3,255	7.7	2,757	498
員	5号観察	-	-	-	2	-	-	...	-
	総 数	65	63	60	59	56	...	...	...
	1号観察	53	52	48	46	42	...	...	...
	うち、短期	78	78	77	70	64	...	...	...
	うち、交通短期	40	39	34	32	30	...	...	...
	2号観察	67	67	62	59	59	...	...	...
	うち、短期	50	45	40	39	33	...	...	...
	3号観察	103	100	101	102	101	...	...	...
数	4号観察	67	67	62	61	59	...	...	...

(注) 1 平成25年の男女の列において、総数及び1号観察の行に、交通短期保護観察対象者は含まれない。

2 3～7表参照

(2) 来日外国人の開始人員 (24表参照)

平成25年における交通短期を除く開始人員のうち、来日外国人の種別ごとの開始人員は、第11表のとおりである。

第11表 来日外国人の開始人員

種 別	総 数	1号観察				2号観察				3号観察	4号観察
		計	一般	交通	短期	計	長期	一般短期	特修短期		
開始人員の総数	34,790	13,484	7,939	2,550	2,995	3,428	2,671	726	31	14,623	3,255
来日外国人	784	125	95	13	17	38	31	6	1	608	13
来日外国人の割合(%)	2.3%	0.9%	1.2%	0.5%	0.6%	1.1%	1.2%	0.8%	3.2%	4.2%	0.4%

(注) 24表参照

(3) 罪名・非行名 (8～11表参照)

平成25年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの罪名・非行名別の人員は、第12表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察から4号観察まで、いずれにおいても窃盗が最も多く、次に、1号観察では傷害、道路交通法違反、2号観察では傷害、強盗、3号観察では覚せい剤取締法違反、詐欺及び4号観察では覚せい剤取締法違反、傷害の順となっている。

第12表 開始人員の罪名・非行名

罪名・非行名	1号観察			2号観察			3号観察			4号観察		
	人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)		人員	構成比(%)	
総 数	13,484	100.0	(100.0)	3,428	100.0	(100.0)	14,623	100.0	(100.0)	3,255	100.0	(100.0)
刑法犯	11,056	82.0	(81.0)	2,968	86.6	(85.4)	9,575	65.5	(67.2)	2,436	74.8	(75.5)
強制わいせつ・強姦	205	1.5	(1.3)	169	4.9	(3.7)	422	2.9	(2.9)	193	5.9	(4.7)
殺人	3	0.0	(0.0)	14	0.4	(0.6)	233	1.6	(1.5)	32	1.0	(0.6)
傷害	2,763	20.5	(18.6)	725	21.1	(18.8)	601	4.1	(4.4)	347	10.7	(9.6)
業務上過失致死傷	857	6.4	(6.1)	57	1.7	(1.3)	384	2.6	(3.1)	84	2.6	(2.3)
窃盗	5,166	38.3	(40.2)	1,318	38.4	(41.4)	4,972	34.0	(34.1)	1,124	34.5	(35.6)
強盗	104	0.8	(0.9)	242	7.1	(6.7)	695	4.8	(5.1)	55	1.7	(2.2)
詐欺	182	1.3	(1.2)	110	3.2	(2.5)	1,187	8.1	(8.0)	141	4.3	(5.5)
恐喝	393	2.9	(3.4)	150	4.4	(5.1)	153	1.0	(1.4)	58	1.8	(2.1)
暴力行為等処罰に関する法律	115	0.9	(0.9)	15	0.4	(0.4)	39	0.3	(0.2)	30	0.9	(0.8)
その他	1,268	9.4	(8.5)	168	4.9	(5.0)	889	6.1	(6.6)	372	11.4	(12.1)
特別法犯	2,315	17.2	(18.3)	363	10.6	(11.9)	5,048	34.5	(32.8)	819	25.2	(24.5)
覚せい剤取締法	32	0.2	(0.3)	79	2.3	(3.0)	4,028	27.5	(25.4)	466	14.3	(13.6)
道路交通法	1,734	12.9	(14.2)	222	6.5	(7.0)	464	3.2	(3.2)	158	4.9	(5.7)
毒物及び劇物取締法	26	0.2	(0.3)	16	0.5	(0.4)	39	0.3	(0.3)	13	0.4	(0.5)
その他	523	3.9	(3.5)	46	1.3	(1.6)	517	3.5	(3.9)	182	5.6	(4.7)
ぐ犯	113	0.8	(0.8)	86	2.5	(2.3)	...	...	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	(-)	11	0.3	(0.4)	...	...	...	...	...	...

(注) 1 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

2 構成比の()内は、前年の構成比である。

3 8～11表参照

(4) 保護観察期間 (12表参照)

平成25年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの保護観察期間は、第13表のとおりである。

種別ごとの保護観察期間を見ると、4号観察は、判決が確定した日から刑の執行猶予期間が満了するまでの間であることから、保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。また、1号観察は、原則として保護観察処分の言渡しの日から本人が20歳に達するまでであるが、20歳までの期間が2年に満たない場合は2年間であることから、4号観察の次に保護観察期間が比較的長い者の占める比率が高くなっている。

3号観察は、仮釈放を許す旨の決定による釈放の日から残刑期間が満了するまでであることから、実刑に付された者の言渡し刑期が、4号観察の執行猶予期間等と比較して短い者が多い上、第6表のとおり刑の執行率の比較的高い者が多いことから、保護観察期間の短い者が多い。また、3号観察の中でも、入所度数が増加するにつれて刑の執行率も高くなる傾向があることから、入所度数が増加するに従って保護観察期間の短い者の占める比率が高くなる傾向にある。

2号観察は、少年院からの仮退院を許す旨の決定による釈放の日から仮退院期間の満了するまで(通常は20歳に達するまで)であるため、保護観察期間は一律ではない。

なお、ここでのいう保護観察期間とは保護観察開始時に定められている期間であり、必ずしもこの期間の全部にわたって保護観察が実施されるわけではなく、保護観察開始後の行状等によっては、途中で保護観察の解除、退院、仮釈放の取消し、刑の執行猶予の言渡し取消しなどの措置が採られることがある(第16表以下を参照)。

第13表 開始人員の保護観察期間

種 別		総 数	1月 以内	3月 以内	6月 以内	1年 以内	2年 以内	3年 以内	4年 以内	5年 以内	5年を 超える	無 期	
人 員	総 数	34,790	415	5,466	6,443	3,244	5,698	4,649	4,321	3,501	1,043	10	
	1号観察	13,484	-	-	-	-	4,655	2,627	2,662	2,525	1,015	…	
	2号観察	3,428	31	186	629	429	702	651	493	279	28	…	
	長 期	2,671	31	180	609	304	553	464	348	169	13	…	
		短 期	757	-	6	20	125	149	187	145	110	15	…
	3号観察	14,623	384	5,280	5,814	2,815	290	24	5	1	-	10	
	入 所 度 数	初 度	8,431	157	1,872	3,558	2,532	282	19	3	1	-	7
		2 度	2,392	80	1,251	909	143	5	2	1	-	-	1
		3 度	1,468	38	762	594	69	1	1	1	-	-	2
		4度以上	2,324	109	1,392	751	69	1	2	-	-	-	-
		不 詳	8	-	3	2	2	1	-	-	-	-	-
	4号観察	3,255	-	-	-	-	51	1,347	1,161	696	…	…	
構 成 比 (%)	総 数	100.0	1.2	15.7	18.5	9.3	16.4	13.4	12.4	10.1	3.0	0.0	
	1号観察	100.0	-	-	-	-	34.5	19.5	19.7	18.7	7.5	…	
	2号観察	100.0	0.9	5.4	18.3	12.5	20.5	19.0	14.4	8.1	0.8	…	
	長 期	100.0	1.2	6.7	22.8	11.4	20.7	17.4	13.0	6.3	0.5	…	
		短 期	100.0	-	0.8	2.6	16.5	19.7	24.7	19.2	14.5	2.0	…
	3号観察	100.0	2.6	36.1	39.8	19.3	2.0	0.2	0.0	0.0	-	0.1	
	入 所 度 数	初 度	100.0	1.9	22.2	42.2	30.0	3.3	0.2	0.0	0.0	-	0.1
		2 度	100.0	3.3	52.3	38.0	6.0	0.2	0.1	0.0	-	-	0.0
		3 度	100.0	2.6	51.9	40.5	4.7	0.1	0.1	0.1	-	-	0.1
		4度以上	100.0	4.7	59.9	32.3	3.0	0.0	0.1	-	-	-	-
	4号観察	100.0	-	-	-	-	1.6	41.4	35.7	21.4	…	…	

(注) 1 3号観察の入所度数不詳の構成比は省略した。

2 12表参照

(5) 年齢 (20表参照)

平成25年における交通短期を除く開始人員の種別ごとの年齢層は、第14表のとおりである。

種別ごとに最も多い年齢層を見ると、1号観察は16・17歳で39.2%（前年は40.6%）、2号観察は18・19歳で37.6%（前年は38.6%）、3号観察は40～49歳で28.6%（前年は26.4%）、4号観察は20～29歳で30.6%（前年は33.0%）となっている。

第14表 開始人員の年齢層

年 齢	1号観察			2号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	13,484	100.0	(100.0)	3,428	100.0	(100.0)
15歳以下	3,540	26.3	(25.4)	303	8.8	(10.1)
16・17歳	5,289	39.2	(40.6)	1,165	34.0	(34.2)
18・19歳	4,655	34.5	(34.0)	1,290	37.6	(38.6)
20歳以上	-	-	(-)	670	19.5	(17.1)
年 齢	3号観察			4号観察		
	人員	構成比 (%)		人員	構成比 (%)	
総 数	14,623	100.0	(100.0)	3,255	100.0	(100.0)
19歳以下	-	-	(-)	6	0.2	(0.4)
20～29歳	2,078	14.2	(15.8)	995	30.6	(33.0)
30～39歳	4,170	28.5	(29.4)	805	24.7	(24.8)
40～49歳	4,183	28.6	(26.4)	660	20.3	(18.8)
50～59歳	2,274	15.6	(15.8)	373	11.5	(10.7)
60歳以上	1,918	13.1	(12.6)	416	12.8	(12.4)

(注) 1 構成比の()内は、前年の構成比である。

2 20表参照

2 保護観察の終了

(1) 終了人員の推移等（3～7表、26表参照）

平成25年において、全国の保護観察所で取り扱った保護観察の終了人員（移送を除く。以下同じ。）総数は43,306人である。種別ごとに見ると、1号観察が21,680人（終了人員総数の50.1%）、2号観察が3,354人（同7.7%）、3号観察が14,751人（同34.1%）、4号観察が3,521人（同8.1%）、5号観察が0人である。また、1号観察のうち、交通短期の終了人員は7,347人（1号観察終了人員の33.9%）となっている。

最近13年間の種別ごとの終了人員の推移は、第15表のとおりである。

第15表 保護観察の終了人員の推移

種 別		平成13年	14	15	16	17	18	19
人 員	総 数	73,560	75,112	73,667	71,431	66,493	62,505	58,535
	1号観察	48,971	49,418	46,969	43,692	38,899	35,766	32,641
	うち、短期	4,601	4,818	4,729	4,728	4,447	4,135	3,835
	うち、交通短期	24,436	23,849	21,583	19,433	16,627	14,878	13,356
	2号観察	5,397	5,620	5,731	5,876	5,540	5,135	4,648
	うち、短期	2,280	2,280	2,242	2,192	2,025	1,687	1,464
	3号観察	13,906	14,697	15,576	16,539	16,793	16,496	16,430
	4号観察	5,286	5,377	5,391	5,324	5,261	5,108	4,816
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	102	100	97	90	85	80
	1号観察	100	101	96	89	79	73	67
	うち、短期	100	105	103	103	97	90	83
	うち、交通短期	100	98	88	80	68	61	55
	2号観察	100	104	106	109	103	95	86
	うち、短期	100	100	98	96	89	74	64
	3号観察	100	106	112	119	121	119	118
	4号観察	100	102	102	101	100	97	91
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
種 別		平成20年	21	22	23	24	25	構成比(%)
人 員	総 数	54,273	50,928	48,715	47,293	46,012	43,306	100.0
	1号観察	29,370	26,928	26,090	24,969	23,678	21,680	50.1
	うち、短期	3,878	3,726	3,572	3,595	3,542	3,168	7.3
	うち、交通短期	11,318	9,818	9,538	8,902	8,064	7,347	17.0
	2号観察	4,138	4,060	4,020	3,882	3,681	3,354	7.7
	うち、短期	1,258	1,287	1,212	1,027	972	858	2.0
	3号観察	16,054	15,364	14,481	14,599	14,948	14,751	34.1
	4号観察	4,711	4,576	4,124	3,843	3,703	3,521	8.1
	5号観察	-	-	-	-	2	-	-
指 数	総 数	74	69	66	64	63	59	...
	1号観察	60	55	53	51	48	44	...
	うち、短期	84	81	78	78	77	69	...
	うち、交通短期	46	40	39	36	33	30	...
	2号観察	77	75	74	72	68	62	...
	うち、短期	55	56	53	45	43	38	...
	3号観察	115	110	104	105	107	106	...
	4号観察	89	87	78	73	70	67	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-

（注） 3～7表参照

(2) 保護観察の終了事由（4表、26表参照）

最近6年間の交通短期を除く保護観察終了者の種別ごとの終了事由別人員の推移は、第16表、第17表、第19表及び第20表のとおりである。

ア 1号観察

平成25年における1号観察のうち、交通短期の終了人員は7,347人であり、そのうち7,312人（99.5%）が保護観察を解除されている。これは、交通短期が集団処遇や生活状況の報告等の方法により、再非行など行状に特段の問題が認められなければ、通常3、4か月で保護観察を解除する運用がなされていることによる。

交通短期を除く1号観察終了者14,333人の終了事由別内訳は、期間満了が1,189人（交通短期を除く1号観察終了者の8.3%）、解除が11,003人（同76.8%）、保護処分取消しが2,115人（同14.8%）、その他（死亡等）が26人（同0.2%）である。

なお、保護観察の解除とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、保護観察所の長が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、保護処分取消しとは、保護観察中の再非行等により新たに保護処分に付されたときなどに、家庭裁判所が当初の保護処分を取り消すものである。

第16表 交通短期保護観察を除く1号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	解 除	保護処分取消し	その他
人 員	平成20年	18,052	1,756	13,725	2,535	36
	21	17,110	1,618	12,775	2,694	23
	22	16,552	1,413	12,763	2,348	28
	23	16,067	1,343	12,387	2,314	23
	24	15,614	1,399	11,796	2,399	20
	25	14,333	1,189	11,003	2,115	26
指 数	平成20年	100	100	100	100	100
	21	95	92	93	106	64
	22	92	80	93	93	78
	23	89	76	90	91	64
	24	86	80	86	95	56
	25	79	68	80	83	72
構 成 比 (%)	平成20年	100.0	9.7	76.0	14.0	0.2
	21	100.0	9.5	74.7	15.7	0.1
	22	100.0	8.5	77.1	14.2	0.2
	23	100.0	8.4	77.1	14.4	0.1
	24	100.0	9.0	75.5	15.4	0.1
	25	100.0	8.3	76.8	14.8	0.2

（注） 26表参照

イ 2号観察

平成25年における2号観察終了者3,354人の終了事由別内訳は、期間満了が2,189人（2号観察終了者の65.3%）、退院が625人（同18.6%）、戻し収容が15人（同0.4%）、保護処分取消しが519人（同15.5%）、その他（死亡等）が6人（同0.2%）である。

なお、退院とは、保護観察を継続する必要がなくなったと認められるときに、地方更生保護委員会が期間途中で保護観察を打ち切るものであり、戻し収容とは、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったと認められるときに、家庭裁判所が少年院に戻して収容すべき旨の決定を行うものである。

第17表 2号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	退 院	戻し収容	保護処分 取消し	その他
人 員	平成20年	4,138	2,713	736	15	665	9
	21	4,060	2,565	812	25	648	10
	22	4,020	2,590	784	16	618	12
	23	3,882	2,549	773	15	535	10
	24	3,681	2,309	715	21	628	8
	25	3,354	2,189	625	15	519	6
指 数	平成20年	100	100	100	100	100	100
	21	98	95	110	167	97	111
	22	97	95	107	107	93	133
	23	94	94	105	100	80	111
	24	89	85	97	140	94	89
	25	81	81	85	100	78	67
構 成 比 (%)	平成20年	100.0	65.6	17.8	0.4	16.1	0.2
	21	100.0	63.2	20.0	0.6	16.0	0.2
	22	100.0	64.4	19.5	0.4	15.4	0.3
	23	100.0	65.7	19.9	0.4	13.8	0.3
	24	100.0	62.7	19.4	0.6	17.1	0.2
	25	100.0	65.3	18.6	0.4	15.5	0.2

(注) 26表参照

2号観察終了者の終了事由別の少年院における処遇区分は、第18表のとおりである。

第18表 2号観察終了者の終了事由別の少年院内処遇区分

終了事由	長期処遇		一般短期処遇		特修短期処遇	
	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)	人員	構成比 (%)
総 数	2,496	100.0	819	100.0	39	100.0
期間満了	1,772	71.0	401	49.0	16	41.0
退 院	329	13.2	280	34.2	16	41.0
戻し収容	12	0.5	3	0.4	-	-
保護処分取消し	378	15.1	135	16.5	6	15.4
その他	5	0.2	-	-	1	2.6

(注) 26表参照

ウ 3号観察

平成25年における3号観察終了者14,751人の終了事由別内訳は、期間満了が14,053人(3号観察終了者の95.3%)、不定期刑終了が0人、仮釈放取消しが646人(同4.4%)、停止中時効完成が6人(同0.0%)、その他(死亡、恩赦等)が46人(同0.3%)である。

なお、不定期刑終了とは、刑の短期を経過した不定期刑仮釈放者について保護観察を継続する必要がなくなったと認めるときに、地方更生保護委員会が刑の執行を受け終わったものとするものであり、仮釈放取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守しなかったときに、地方更生保護委員会が仮釈放を取り消すものであり、その場合は仮釈放期間の全部について再び服役することになる。

第19表 3号観察終了者の終了事由別人員の推移

年次		総数	期間満了	不定期刑 終了	仮釈放 取消し	停止中 時効完成	その他
人 員	平成20年	16,054	15,267	-	726	20	41
	21	15,364	14,645	-	656	22	41
	22	14,481	13,814	-	609	15	43
	23	14,599	13,918	-	619	7	55
	24	14,948	14,215	1	674	14	44
	25	14,751	14,053	-	646	6	46
指 数	平成20年	100	100	-	100	100	100
	21	96	96	-	90	110	100
	22	90	90	-	84	75	105
	23	91	91	-	85	35	134
	24	93	93	-	93	70	107
	25	92	92	-	89	30	112
構 成 比 (%)	平成20年	100.0	95.1	-	4.5	0.1	0.3
	21	100.0	95.3	-	4.3	0.1	0.3
	22	100.0	95.4	-	4.2	0.1	0.3
	23	100.0	95.3	-	4.2	0.0	0.4
	24	100.0	95.1	0.0	4.5	0.1	0.3
	25	100.0	95.3	-	4.4	0.0	0.3

(注) 26表参照

エ 4号観察

平成25年における4号観察終了者3,521人の終了事由別内訳は、期間満了が2,577人(4号観察終了者の73.2%)、刑の執行猶予の言渡しの取消しが829人(同23.5%)、その他(死亡等)が115人(同3.3%)である。

なお、刑の執行猶予取消しとは、保護観察中に犯罪をしたり遵守事項を遵守せずその情状が重いときに、裁判所が刑の執行猶予の言渡しを取り消すものである。平成25年中に刑の執行猶予の取消しにより保護観察を終了した829人の取消事由別の内訳は、保護観察中に更に罪を犯し禁錮以上の実刑が確定したことによるものが742人(刑の執行猶予取消しによる終了人員の89.5%)、保護観察中に遵守事項を遵守しなかったことによるもの(保護観察中に更に罪を犯したが、その犯罪について捜査中、公判中又は判決言渡し後確定前の者を含む。)が79人(9.5%)、保護観察前の余罪について禁錮以上の実刑が確定したことによるものが8人(1.0%)である。

第20表 4号観察終了者の終了事由別人員の推移

年 次		総 数	期間満了	刑の執行猶予 の取消し	その他
人 員	平成20年	4,710	3,317	1,244	149
	21	4,576	3,220	1,217	139
	22	4,124	2,931	1,040	153
	23	3,843	2,717	1,012	114
	24	3,703	2,526	1,049	128
	25	3,521	2,577	829	115
指 数	平成20年	100	100	100	100
	21	97	97	98	93
	22	88	88	84	103
	23	82	82	81	77
	24	79	76	84	86
	25	75	78	67	77
構 成 比 (%)	平成20年	100.0	70.4	26.4	3.2
	21	100.0	70.4	26.6	3.0
	22	100.0	71.1	25.2	3.7
	23	100.0	70.7	26.3	3.0
	24	100.0	68.2	28.3	3.5
	25	100.0	73.2	23.5	3.3

(注) 26表参照

3 保護観察の係属（3～7表参照）

(1) 年末現在保護観察中の人員の推移

最近13年間の種別ごとの年末現在保護観察中の人員の推移は、第21表のとおりである。

第21表 年末現在保護観察中の人員の推移

種 別		平成13年	14	15	16	17	18	19
人 員	総 数	69,543	69,601	66,816	63,534	59,540	55,816	52,133
	1号観察	39,245	38,454	35,650	32,742	30,059	27,821	25,718
	うち、短期	3,105	3,071	2,988	2,828	2,649	2,439	2,508
	うち、交通短期	8,877	8,363	7,210	6,336	5,621	4,841	4,197
	2号観察	7,371	7,608	7,450	7,009	6,353	5,919	5,607
	うち、短期	3,353	3,322	3,201	2,920	2,437	2,184	2,068
	3号観察	7,130	7,749	7,949	8,096	7,715	7,304	6,701
	4号観察	15,797	15,790	15,767	15,687	15,413	14,772	14,107
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	100	100	96	91	86	80	75
	1号観察	100	98	91	83	77	71	66
	うち、短期	100	99	96	91	85	79	81
	うち、交通短期	100	94	81	71	63	55	47
	2号観察	100	103	101	95	86	80	76
	うち、短期	100	99	95	87	73	65	62
	3号観察	100	109	111	114	108	102	94
	4号観察	100	100	100	99	98	94	89
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
種 別		平成20年	21	22	23	24	25	構成比(%)
人 員	総 数	48,546	46,089	44,906	42,803	40,837	39,652	100.0
	1号観察	23,498	22,645	22,061	20,662	19,533	18,663	47.1
	うち、短期	2,294	2,225	2,318	2,278	2,029	1,855	4.7
	うち、交通短期	3,335	3,428	3,373	2,745	2,492	2,470	6.2
	2号観察	5,455	5,259	5,117	4,835	4,573	4,645	11.7
	うち、短期	1,998	1,838	1,641	1,521	1,445	1,343	3.4
	3号観察	6,489	5,981	5,967	5,988	5,740	5,614	14.2
	4号観察	13,104	12,204	11,761	11,318	10,991	10,730	27.1
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-
指 数	総 数	70	66	65	62	59	57	...
	1号観察	60	58	56	53	50	48	...
	うち、短期	74	72	75	73	65	60	...
	うち、交通短期	38	39	38	31	28	28	...
	2号観察	74	71	69	66	62	63	...
	うち、短期	60	55	49	45	43	40	...
	3号観察	91	84	84	84	81	79	...
	4号観察	83	77	74	72	70	68	...
	5号観察	-	-	-	-	-	-	-

(注) 3～7表参照

(2) 保護観察中の者の状態別人員

平成25年末現在保護観察中の者の種別ごとの状態別人員は、第22表のとおりである。

1号観察の一時解除とは、保護観察所の長がその者の改善更生に資すると認めるときに、期間を定めて、保護観察を一時的に解除するものである。4号観察の仮解除とは、健全な生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると認めるときに、地方更生保護委員会が、保護観察所の長の申出に基づき、決定をもって行うものである。なお、仮解除は保護観察の実質的内容である指導監督及び補導援護を実施しないが、解除や退院と異なり、仮解除中の行状によっては、必要があれば再び保護観察を開始することができる。また、身柄拘束とは、保護観察中の再犯・再非行等により法令による身柄の拘束を受けている状態である。

3号観察において所在不明の者の比率が高いのは、保護観察中に所在不明となったときに、3号観察のみ法に基づき、所在が判明するか刑の時効が完成するまでの間、刑期の進行を止めて所在調査を継続

するためである。なお、その他の種別については、所在不明のまま当初に定められた保護観察期間が経過すれば保護観察は終了する。

第22表 平成25年末現在保護観察中の者の状態別人員

種 別		総 数	対前年比 (%)	保護観察 実施中	一時解除	仮解除	所在不明	身柄拘束
人 員	総 数	39,652	-2.9	38,203	6	272	489	682
	1号観 察	18,663	-4.5	18,281	6	…	144	232
	2号観 察	4,645	1.6	4,501	…	…	38	106
	3号観 察	5,614	-2.2	5,404	…	…	166	44
	4号観 察	10,730	-2.4	10,017	…	272	141	300
構 成 比 (%)	総 数	100.0	…	96.3	0.0	0.7	1.2	1.7
	1号観 察	100.0	…	98.0	0.0	…	0.8	1.2
	2号観 察	100.0	…	96.9	…	…	0.8	2.3
	3号観 察	100.0	…	96.3	…	…	3.0	0.8
	4号観 察	100.0	…	93.4	…	2.5	1.3	2.8

(注) 3～7表参照

4 保護観察中の犯罪・非行 (31表, 43表参照)

平成25年における交通短期を除く保護観察終了者のうち、保護観察中の犯罪・非行により刑事処分又は保護処分に付された者（以下その比率を「再処分率」という。）は、第23表のとおりである（なお、仮釈放又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、26表を参照）。

再処分率の種別ごとの内訳を見ると、4号観察が27.4%（前年は31.4%）、2号観察が21.2%（同23.1%）、1号観察が17.6%（同18.8%）、3号観察が0.4%（同0.5%）の順となっている。

種別ごとの処分の構成比を見ると、1号観察では少年院送致が48.7%、再び1号観察に付された者が42.5%、罰金が5.0%、2号観察では再び少年院に送致された者が67.2%、1号観察に付された者が27.6%、3号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が11.3%、罰金が54.7%、4号観察では懲役又は禁錮の実刑に処せられた者が76.3%、罰金が15.2%となっている。

第23表 保護観察終了者の保護観察中の犯罪・非行による処分

種 別		保護観察 終了者 (A)	保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者									再処分率 (B) —×100 (A)
			計 (B)	懲役・禁錮		少年院 送 致	1号 観 察	罰金	拘留 ・ 科料	起訴 猶予	その他	
				実刑	猶予							
人 員	総 数	35,959	4,249	765	78	1,706	1,267	323	3	105	2	11.8
	1号観察	14,333	2,522	16	63	1,229	1,071	127	-	14	2	17.6
	2号観察	3,354	710	7	7	477	196	20	-	3	-	21.2
	3号観察	14,751	53	6	-	-	-	29	3	15	-	0.4
	4号観察	3,521	964	736	8	-	-	147	-	73	-	27.4
構 成 比 (%)	総 数	...	100.0	18.0	1.8	40.2	29.8	7.6	0.1	2.5	0.0	...
	1号観察	...	100.0	0.6	2.5	48.7	42.5	5.0	-	0.6	0.1	...
	2号観察	...	100.0	1.0	1.0	67.2	27.6	2.8	-	0.4	-	...
	3号観察	...	100.0	11.3	-	-	-	54.7	5.7	28.3	-	...
	4号観察	...	100.0	76.3	0.8	-	-	15.2	-	7.6	-	...

(注) 1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含めていない。

2 43表参照

平成25年における交通短期保護観察を除く保護観察終了者の種別ごとの保護観察開始時の罪名・非行名別の再処分率は、第24表のとおりである。

種別ごとの内訳を見ると、1号観察では、ぐ犯（21.6%）、窃盗（20.7%）、2号観察では、暴力行為等処罰に関する法律（38.5%）、ぐ犯（27.4%）の順で再処分率が高くなっている。3号観察では、

他の種別に比べて再処分率は全般に低率である。4号観察では、他の種別と比較して再処分率は全般に高率であり、再犯による処分が懲役又は禁錮の実刑である者の比率が高く、4号観察終了者の20.9%（736人）が、期間中の再犯により懲役又は禁錮の実刑に処せられている。保護観察開始時の罪名別では、毒物及び劇物取締法（47.4%）、覚せい剤取締法（37.0%）が比較的高率となっている。

第24表 保護観察終了者の開始時罪名・非行名別再処分率

罪名・非行名	1号観察		2号観察		3号観察		4号観察	
	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)	終了人員	再処分率(%)
総数	14,333	17.6	3,354	21.2	14,751	0.4	3,521	27.4
刑法犯	11,681	18.7	2,851	21.7	9,720	0.3	2,674	27.1
強制わいせつ・強姦	182	9.3	116	6.9	418	0.5	174	19.0
殺人	3	-	21	-	248	1.6	25	12.0
傷害	2,697	18.8	653	24.2	629	0.3	294	28.2
業務上過失致死傷	847	5.7	48	6.3	400	-	113	10.6
窃盗	5,853	20.7	1,378	25.5	4,977	0.2	1,302	31.6
強盗	125	13.6	226	12.4	715	0.4	53	22.6
詐欺	161	18.0	79	11.4	1,189	0.5	190	25.3
恐喝	471	20.0	156	14.7	162	1.2	62	32.3
暴力行為等処罰に関する法律	111	18.0	13	38.5	37	2.7	32	9.4
その他	1,231	19.2	161	21.1	945	-	429	23.3
特別法犯	2,536	12.4	406	16.0	5,031	0.4	847	28.2
覚せい剤取締法	45	8.9	104	4.8	3,960	0.4	424	37.0
道路交通法	1,948	12.4	231	21.2	478	0.2	205	15.6
毒物及び劇物取締法	50	12.0	15	26.7	39	-	19	47.4
その他	493	12.8	56	12.5	554	0.5	199	20.6
ぐ犯	116	21.6	84	27.4	...	...	...	...
施設送致申請	-	-	13	23.1	...	...	...	...

（注）1 保護観察中に再犯若しくは再非行をしても期間中に刑事処分が確定しなかった者又は保護処分の決定を受けなかった者及び不処分又は審判不開始の決定を受けた者は、本表において保護観察中の犯罪・非行により処分を受けた者に含まない。ただし、起訴猶予処分を受けた者はこれに含む。

2 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ・同致死傷及び強姦・同致死傷を、「傷害」には傷害致死及び暴行を、「業務上過失致死傷」には重過失致死傷及び自動車運転過失致死傷を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦・同致死を、それぞれ含む。

3 31表、43表参照

5 生活環境の調整の実施状況（51～53表参照）

平成25年において、全国の保護観察所で取り扱った収容中の者に対する生活環境調整の開始及び終了人員は、第25表のとおりである。

開始人員（身上調査書等の受理又は地方更生保護委員会からの生活環境の調整の求めを受けて開始した者の延べ人員。少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。以下同じ。）の総数は55,212人であり、前年に比べ443人（0.8%）減少している。内訳を見ると、受刑者が50,467人で251人（0.5%）減少し、少年院在院者は4,745人で190人（3.9%）減少し、婦人補導院在院者は0人（前年は2人）となっている。

終了人員（少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行は含まれない。）は56,457人であり、前年に比べ3,305人（6.2%）増加している。内訳を見ると、受刑者が51,473人で前年に比べ3,067人（6.3%）増加し、少年院在院者は4,984人で前年に比べ241人（5.1%）増加している。婦人補導院在院者は0人（前年は3人）である。

また、少年院における短期処遇と長期処遇との間の移行が1人であり、更生保護法第83条に基づく4号観察言渡し後確定前の者に対する生活環境の調整の開始人員が91人、少年法第24条第2項に基づく1号観察中又は少年院在院中の者に対する生活環境の調整の開始人員が308人である。

第25表 収容中の生活環境調整の開始及び終了人員

種 別	前年から繰越し	開 始 等				終 了 等			年末現在継続中
		総 数	身 上 調 査 書	求生活 環境調整	短期又は 長期処遇 から移行	総 数	終 了	短期又は 長期処遇 に移行	
総 数	61,233	55,213	55,175	37	1	56,458	56,457	1	59,988
受 刑 者	57,865	50,467	50,432	35	---	51,473	51,473	---	56,859
少年院・婦人補導院在院者	3,368	4,746	4,743	2	1	4,985	4,984	1	3,129

(注) 51～53表参照

6 補導援護・応急の救護及び更生緊急保護の実施状況

(1) 更生緊急保護の申出人員 (54表参照)

平成25年において、全国の保護観察所で更生緊急保護の申出を受けた人員の総数は11,353人であり、前年に比べ1,109人(8.9%)減少している。内訳を見ると、刑の執行終了が7,634人(前年比679人(8.2%)減)、刑の執行猶予が1,324人(同133人(9.1%)減)、起訴猶予が1,538人(同290人(15.9%)減)、罰金・科料617人(同24人(4.0%)増)、労役場出場者・仮出場者が206人(同13人(5.9%)減)、少年院退院者・仮退院者が34人(同18人(34.6%)減)となっている。

(2) 自庁保護の実施状況 (55表参照)

最近6年間の自庁保護実施人員の推移は、第26表のとおりである。

平成25年において、全国の保護観察所が直接、補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の総数は15,681人であり、前年に比べ993人(6.0%)減少している。内訳を見ると、補導援護・応急の救護が6,237人(実施人員総数の39.8%)で前年に比べ141人(2.2%)減少しており、更生緊急保護が9,444人(実施人員総数の60.2%)で前年に比べ852人(8.3%)減少している。

第26表 自庁保護実施人員の推移

種 別	平成20年	21	22	23	24	25	構成比(%)
人員							
総 数	18,460	18,352	18,788	17,213	16,674	15,681	100.0
補導援護・応急の救護	5,865	5,513	6,113	6,209	6,378	6,237	39.8
更生緊急保護	12,595	12,839	12,675	11,004	10,296	9,444	60.2
指数							
総 数	100	99	102	93	90	85	...
補導援護・応急の救護	100	94	104	106	109	106	...
更生緊急保護	100	102	101	87	82	75	...

(注) 1 1人について2以上の措置を実施した場合は延べ人員で計上している。

2 55表参照

補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置を実施した人員の措置別内訳を見ると、宿泊が17人(前年比1人(6.3%)増)、食事給与が1,182人(同299人(20.2%)減)、衣料給与が1,387人(同176人(11.3%)減)、医療援助が27人(同2人(6.9%)減)、旅費給与が1,083人(同408人(27.4%)減)となっている。

なお、同一人に対する2以上の保護の措置は、措置別にそれぞれ計上されている。

(3) 委託保護の実施状況 (56表、62表、64表参照)

最近6年間の委託保護実施人員の推移は、第27表のとおりである。

平成25年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置(宿泊場所の供与)の実施人員の総数は11,241人であり、前年に比べ480人(4.1%)減少している。このうち、前年から引き続いて実施した人員は1,917人(総数の17.1%)であり、平成25年に新たに開始した人員は9,324人(同82.9%)である。また、新たに開始した者について、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が8,254人、それ以外への委託が1,070人であり、更に更生保護施設

委託のうち、補導援護・応急の救護が4,847人、更生緊急保護が3,407人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が326人、更生緊急保護が744人である。

また、平成25年において、更生保護施設又はそれ以外への委託による補導援護・応急の救護又は更生緊急保護の措置（宿泊場所の供与）の終了人員の総数は9,269人で、前年に比べ535人（5.5%）減少している。委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が8,245人、それ以外への委託が1,024人であり、更に更生保護施設委託のうち、補導援護・応急の救護が4,839人、更生緊急保護が3,406人であり、それ以外への委託のうち、補導援護・応急の救護が318人、更生緊急保護が706人である。

第27表 委託保護実施人員の推移

種 別	平成20年	21	22	23	24	25	構成比(%)
人員							
総 数	9,514	9,432	9,532	10,665	11,721	11,241	100.0
補導援護・応急の救護	5,410	5,439	5,322	5,720	6,444	6,434	57.2
更生緊急保護	4,104	3,993	4,210	4,945	5,277	4,807	42.8
指数							
総 数	100	99	100	112	123	118	...
補導援護・応急の救護	100	101	98	106	119	119	...
更生緊急保護	100	97	103	120	129	117	...

（注） 56表参照

この宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者（刑の執行の免除を受けた者及び補導処分の執行を終了した者を除く。以下同じ。）4,112人の区分別の宿泊保護日数は、第28表のとおりである。

第28表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の宿泊保護日数

終了者区分	総 数	5日 以内	10日 以内	20日 以内	1月 以内	2月 以内	3月 以内	6月 以内
人員								
総 数	4,112	503	245	515	319	597	512	1,421
刑の執行終了者	2,546	276	133	208	203	392	365	969
刑の執行猶予者	620	86	39	211	28	75	50	131
起訴猶予者	613	92	47	65	53	88	61	207
罰金受刑者・科料受刑者	239	42	19	23	28	31	24	72
労役場出場者・仮出場者	62	4	6	7	3	9	7	26
少年院退院者・仮退院者	32	3	1	1	4	2	5	16
構成比(%)								
総 数	100.0	12.2	6.0	12.5	7.8	14.5	12.5	34.6
刑の執行終了者	100.0	10.8	5.2	8.2	8.0	15.4	14.3	38.1
刑の執行猶予者	100.0	13.9	6.3	34.0	4.5	12.1	8.1	21.1
起訴猶予者	100.0	15.0	7.7	10.6	8.6	14.4	10.0	33.8
罰金受刑者・科料受刑者	100.0	17.6	7.9	9.6	11.7	13.0	10.0	30.1
労役場出場者・仮出場者	100.0	6.5	9.7	11.3	4.8	14.5	11.3	41.9
少年院退院者・仮退院者	100.0	9.4	3.1	3.1	12.5	6.3	15.6	50.0

（注） 64表参照

宿泊供与の委託終了者のうち、更生緊急保護の終了者4,112人の入所事由は第29表のとおりである。入所事由の内訳を見ると、頼るべき親族なしが全体の75.0%、次に親族が引受けを拒否が11.0%、親族と同居を望まざが10.6%の順となっている。

第29表 更生緊急保護における宿泊供与の委託終了者の入所事由

終了者区分		総数	頼るべき 親族なし	親族が引受 けを拒否	親族と同居を 望まず	生活訓練を 受けるため	その他
人 員	総数	4,112	3,086	453	435	37	101
	刑の執行終了者	2,546	1,869	308	280	19	70
	刑の執行猶予者	620	473	55	71	8	13
	起訴猶予者	613	504	42	48	7	12
	罰金受刑者・科料受刑者	239	189	19	26	-	5
	労役場出場者・仮出場者	62	45	10	4	2	1
	少年院退院者・仮退院者	32	6	19	6	1	-
	構成比（％）	100.0	75.0	11.0	10.6	0.9	2.5
人 員	総数	100.0	73.4	12.1	11.0	0.7	2.7
	刑の執行終了者	100.0	76.3	8.9	11.5	1.3	2.1
	刑の執行猶予者	100.0	82.2	6.9	7.8	1.1	2.0
	起訴猶予者	100.0	79.1	7.9	10.9	-	2.1
	罰金受刑者・科料受刑者	100.0	72.6	16.1	6.5	3.2	1.6
	労役場出場者・仮出場者	100.0	72.6	16.1	6.5	3.2	1.6
	少年院退院者・仮退院者	100.0	18.8	59.4	18.8	3.1	-
	構成比（％）	100.0	18.8	59.4	18.8	3.1	-

(注) 62表参照

平成25年末現在委託保護中の人員の総数は1,972人で、前年に比べ55人(2.9%)増加しており、委託先別の内訳を見ると、更生保護施設委託が1,728人、それ以外への委託が244人となっている。また、更生保護施設委託(1,728人)のうち、補導援護・応急の救護が1,180人(構成比68.3%)、更生緊急保護が548人(同31.7%)となっている。

7 生活環境調査事件、生活環境調整事件及び精神保健観察事件の処理状況 (66～69表参照)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第19条の規定により保護観察所において処理する生活環境調査、生活環境調整及び精神保健観察の各事件について、同法が施行された平成17年7月15日から同25年末までの処理状況の推移は、第30表から第32表までのとおりである。

第30表 生活環境調査事件の処理状況の推移

年次	開始件数	終結件数	年末現在係属件数
平成17年	131 (-)	75 (-)	56 (-)
18	378 (12)	359 (9)	75 (3)
19	449 (9)	432 (11)	92 (1)
20	398 (9)	410 (8)	80 (2)
21	315 (9)	330 (9)	65 (2)
22	389 (17)	382 (15)	72 (4)
23	431 (16)	413 (19)	90 (1)
24	375 (20)	403 (19)	62 (2)
25	396 (8)	387 (8)	71 (2)
累計	3,262 (100)	3,191 (98)	

(注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。

2 () 内の数は、医療観察法第33条第1項以外の申立てに係る件数であり、内数である。

第31表 生活環境調整事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	47	(-)	47
18	191	32	206
19	253	99	360
20	259	145	474
21	210	215	469
22	246	186	529
23	280	167	642
24	263	237	668
25	276	202	742
累 計	2,025	1,283	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。

第32表 精神保健観察事件の処理状況の推移

年 次	開 始 件 数	終 結 件 数	年末現在係属件数
平成17年	19 <->	- <->	19 <->
18	108 <28>	5 <->	122 <28>
19	148 <73>	23 <5>	247 <96>
20	175 <114>	58 <17>	364 <193>
21	217 <166>	116 <37>	465 <322>
22	213 <151>	154 <85>	524 <388>
23	180 <140>	174 <119>	530 <409>
24	226 <188>	206 <162>	550 <435>
25	203 <165>	197 <144>	556 <456>
累 計	1,489 <1,025>	933 <569>	

- (注) 1 平成17年は、7月15日から12月31日までの間の件数である。
 2 開始件数及び終結件数は、移送によるものを含まない。
 3 < > 内の数は、開始件数においては退院許可決定による件数、それ以外においては退院許可決定により開始された件数であり、内数である。

Ⅲ 恩赦

1 常時恩赦の受理人員（Ⅲ 恩赦（以下記載を省略。）の1表参照）

平成25年において、常時恩赦の受理人員総数は165人で、前年に比べ20人（13.8%）増加している。受理人員の内訳は、第33表のとおりであり、旧受人員（前年からの繰越人員）が89人、新受人員が76人となっている。また、新受人員の上申庁別内訳は、保護観察所からが57人（前年54人）、刑事施設からが14人（前年19人）、検察庁からが5人（同8人）となっている。

なお、恩赦には常時恩赦のほかに、内閣が一定の基準を示し一定の期間を限って行う特別基準恩赦（常時恩赦及び特別基準恩赦は、ともに中央更生保護審査会の個別審査を経て行われることから個別恩赦ともいう。）及び皇室の慶弔時等に政令によって一律に行う政令恩赦がある。

第33表 常時恩赦の受理人員

上申庁等	人員	対前年比 (%)	構成比 (%)
総数	165	13.8	100.0
旧受	89	39.1	53.9
新受	76	-6.2	46.1
保護観察所	57	5.6	34.5
刑事施設	14	-26.3	8.5
検察庁	5	-37.5	3.0

（注） 1表参照

2 常時恩赦の既済人員（1表参照）

平成25年において、常時恩赦の上申庁別既済状況を見ると、第34表のとおりである。

既済人員の総数は68人で、前年に比べると12人（21.4%）増加している。これを既済事由別に見ると、恩赦相当が34人（既済人員総数の50.0%）、恩赦不相当が34人（同50.0%）となっている。

第34表 常時恩赦の既済状況

上申庁		総数	相 当					不相当	その他
			計	特赦	減刑	刑の執行 の免除	復権		
人員	総数	68	34	-	-	5	29	34	-
	保護観察所	46	28	-	-	5	23	18	-
	刑事施設	16	-	-	-	-	-	16	-
	検察庁	6	6	-	-	-	6	-	-
構成比 (%)	総数	100.0	50.0	-	-	7.4	42.6	50.0	-
	保護観察所	100.0	60.9	-	-	10.9	50.0	39.1	-
	刑事施設	100.0	-	-	-	-	-	100.0	-
	検察庁	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-	-

（注） 1表参照